

令和2年度諮問（情）第6号
答申（情）第94号

「審査請求人が申請したあっせんに対して会社側から受けた記録等の公文書非開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求に対する裁決」についての答申

第1 審査会の結論

栃木県労働委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（存否応答拒否）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和2（2020）年6月7日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで申請したあっせんに対して、会社側から受けた記録、書面一式。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象公文書を、審査請求人が平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで栃木県労働委員会（以下「委員会」という。）会長に申請したあっせんに対して、委員会が、審査請求人の使用者である会社（以下「本件会社」という。）側から受けた記録、書面一式（以下「本件公文書」という。）であると判断した上で、当該公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号の規定により保護される権利利益を害することになるため、その存否を答えることはできないとして、委員会事務局審査調整課において令和2（2020）年6月12日付けで、条例第10条の規定に基づく存否応答拒否による公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2（2020）年9月13日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和2（2020）年11月11日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由等

審査請求の理由は、審査請求書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分の理由について、特定の名称人物は公開できない情報であるとしているが、本件開示請求で求める公文書は、審査請求人の治療促進に重要なものである。
- (2) 本件処分は、条例第5条の規定に反する違法なものである。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件開示請求は、審査請求人が平成〇(〇〇)年〇月〇日付けで委員会会長に申請したあっせんに対して、委員会が審査請求人の使用者である本件会社側から受けた記録、書面一式の開示を求めるものであり、特定の個人からの申請により委員会が行うあっせん業務に係る文書であると考えられる。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 一般的に、委員会が行うあっせん業務は、労使紛争の当事者の双方又は一方の申請に基づき開始され、話し合いにより合意を目指すものであり、非公開で行われる。その過程で労使紛争当事者の双方から提供を受けた情報は、極めて個人的でデリケートな情報であり、特定の個人が識別できるものであるから、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。

このため、非開示として公文書が存在することを示せば、当該個人が委員会の行うあっせん業務と関わりがあったことが明らかになり、不存在と答えた場合には、同人が同業務とは関わりがなかったことを答えることになる。

したがって、本件公文書が存在するかどうかを答えるだけで、同号の非開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき公文書の存在を明らかにせずに、本件開示請求を拒否したものであり、本件処分は適切なものである。

- (2) なお、「栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「解釈運用基準」という。）において、条例第7条第2号の個人情報に該当するか否かは、請求者のいかに問わず判断することとされているため、個人に関する情報を当該個人が請求した場合であっても開示することはできない。

また、本件開示請求に係る情報は、本件会社に関して、同社が労使紛争に関して委員会に「あっせんを申し立てしている、又は申し立てられ

ている」との情報であり、同条第3号に規定する、公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれのある情報にも該当するため、仮に存在したとしても開示することはできない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

本件開示請求は、本件公文書の開示を求めるものであり、実施機関は、その存否を答えるだけで、条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否する本件処分を行った。また、仮に本件公文書が存在するとしても、本件公文書は同条第2号及び第3号の規定により非開示とされる情報に該当する旨を、本件処分に係る通知の中で併せて主張している。

これに対し、審査請求人は本件処分の取り消しを求め、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否として非開示決定した本件処分の妥当性について検討する。

(1) 委員会が行う個別労働関係紛争のあっせん業務について

委員会は、労働組合や労働者と使用者とのトラブルを解決するための行政機関であり、あっせん・調停・仲裁により紛争解決の調整を行う機関である。

委員会が行う業務のうち、個別労働関係紛争のあっせんは、個々の労働者と使用者との間の労使関係に関する紛争について、当事者による自主的な解決が困難な場合に、当事者の双方又は一方の申請により、委員会が公平・中立な立場で労使の間に入り、当事者双方の話し合いによる解決を支援するものである。

委員会のあっせんについては、非公開で行われることが、委員会のパンフレットやホームページ等により確認できる。

(2) 本件公文書の性格について

本件公文書は、審査請求人が委員会に申請した個別労働関係紛争のあっせんに関して、委員会が本件会社側から提供を受けた文書を対象とするものであることから、審査請求人と同時にその使用者である本件会社が特定され、当該公文書が存在する場合は審査請求人及び本件会社が委員会の行うあっせん業務と関わりがあったという事実、当該公文書が存在しない場合は両者が同あっせん業務と関わりがなかったという事実（以下「本件存否情報」という。）が開示される情報であると認められる。

(3) 非開示情報該当性について

次に、本件存否情報の非開示情報該当性について検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 本文該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(略)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるもの」については、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報とする旨規定しており、「解釈運用基準」では、本号に該当するかどうかは、請求者のいかに問わず判断するものとされている。

本件存否情報は、特定の個人が委員会の行うあっせん業務に関わりがあったか否かという情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、開示請求者本人に関する情報であっても、同号本文に該当する。

(イ) ただし書イ該当性について

同号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

委員会の個別労働関係紛争あっせん業務については、(1)のとおり、非公開で行うことが公表されており、労働者や使用者はこれを前提にあっせんの申請や応諾を行っているところである。

よって、あっせん手続が非公開を前提としたものであることか

ら、本件存否情報は、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」には当たらないものと認められるため、同号ただし書イには該当しない。

(ウ) ただし書ロ該当性について

同号ただし書ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しているところ、解釈運用基準では、これに該当するかどうかの判断は、非開示とすることによって保護される権利利益と開示されることによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行うこととしているため、この点について検討する。

審査請求人は、本件公文書が同人の治療促進に重要なものである旨を主張している。しかしながら、これを開示することによって確保される人の生命、健康、生活等の権利利益について、具体的関連性は示されていない。

一方、本件存否情報は、審査請求人についての労使紛争に関する委員会へのあっせん申立の事実に係る情報であることから、公開することにより特定の個人の雇用や就業に係る権利利益を害するおそれがあり、非開示とすることによって保護されるべき情報に該当すると考えられる。

よって、本件存否情報は、これを開示することにより確保される権利利益が、非開示とすることにより保護される権利利益を上回るとまでは認められないため、同号ただし書ロに該当しない。

(エ) ただし書ハ該当性について

同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

審査請求人が開示を求めた情報は、委員会へのあっせん申請に係る本件会社の情報であって、本件存否情報は、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

以上により、本件存否情報は、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないため、同号に規定する非開示とすべき個人に関する情報に該当する。

イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 本文該当性について

条例第7条第3号では、「法人その他の団体((略)以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「ロ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要と認められる情報」を除き、非開示とする旨規定している。

本件存否情報は、本件会社に係る労使紛争に関する委員会へのあっせん申立の事実に係る情報であり、仮にこれが存在するとして、公にした場合には、本件会社が内部で解決できない労使紛争を抱えていたという、社会的評価及び信用に影響しかねない情報であると認められる。

したがって、本件存否情報は、公開することにより本件会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められ、同号イに該当する。

また、前述のとおり、委員会のあっせんは、非公開を前提としたものであるから、本件会社から提出された記録書類等は、同号ロの「公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているもの」にも該当する。

(イ) ただし書該当性について

同号ただし書に該当するかどうかの判断については、解釈運用基準で、同条第2号ただし書ロの考え方と同様に、非開示とすることにより保護される権利利益と開示されることにより確保される権利利益とを比較衡量することによって行うこととしている。

本件存否情報については、ア(ウ)のとおり、これを開示することによって確保される人の生命、健康、生活等の権利利益について具体的関連性が示されておらず、一方、(ア)のとおり、その公開により使用者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報に該当する。

よって、本件存否情報は、これを開示することにより確保され

る権利利益が、非開示とすることにより保護される権利利益を上回るとまでは認められないため、同条第3号ただし書に該当しない。

したがって、本件存否情報は、同条第3号に規定する非開示とすべき法人等に関する情報に該当する。

(4) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(3)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号及び第3号にそれぞれ規定する個人及び法人に関する非開示情報に該当し、また、(2)のとおり、その存否を答えるだけで、委員会が行うあっせん業務に関する審査請求人及び本件会社の非開示情報を開示することになると認められることから、本件存否情報は、条例第10条の「当該公文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」情報に該当する。

以上により、実施機関が、審査請求人の開示請求に対して、条例第10条の規定により行った本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件処分は、条例第5条の何人も開示請求することができる規定に反する違法なものである旨を主張する。

しかし、同条の規定は、何人も公文書の開示を請求できる権利について定めたものであり、実施機関は、審査請求人の本件開示請求を受理したうえで、本件処分を行ったものであるから、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2(2020)年11月11日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2021)年1月22日 (第40回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和3(2021)年2月19日 (第41回審査会第1部会)	・ 第2回審議

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
秋 山 伸 恵	医師	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	部会長

(五十音順)